

販売物件明細書

徳島 森林管理署

1(物件番号) **第 1 号**

2(物件所在地 及び国有林名等) 徳島県三好市東祖谷
小島国有林66林班ち4小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 5.48ha

5(林齢) 67年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	3,151	3,256.16	
ヒ ノ キ	753	390.01	
ア カ マ ツ	1	2.68	
モ ミ	1	2.19	
ツ ガ	1	1.63	
ナ ラ	5	5.39	
サ ク ラ	6	2.87	
そ の 他 L	27	11.99	
低 質 材 L	1	0.26	
計	3,946	3,673.18	

7(現地案内の日時および集合場所)

現地案内を希望されます方は徳島森林管理署業務グループへ問い合わせ下さい。

(徳島森林管理署:088-637-1230)

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(運搬路(林道)の通行制限)

小島林道の使用は11t仕様車以下とします。

10(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。また、集材設備の設置において立木を利用する場合は、必ず「あて木」を施すなど、周辺の立木を損傷させないための措置を講ずること。
- ②高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ③伐採・搬出にあたっては、林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ④末木枝条類については、搬出作業中を含め河川に流出しないよう措置すること。
- ⑤盤台周辺の末木枝条類は、林外に搬出するか河川及び林道等へ流出の恐れがない箇所に分散させることとし、盤台周辺に集積投棄しないこと。
- ⑥使用済みのワイヤーやその他物品等は、必ず撤去すること。
- ⑦林道の安全通行に支障のない集材設備及び作業方法により実行すること。また、公道等上を跨ぐ集材設備を設置する場合は、道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い、適切な落下防止設備を設置すること。
- ⑧この販売物件は保安林に指定されているので、集材架線等の設置を行う場合は作業許可の申請を行うこと。また、支障木の伐採が必要になった場合には伐採の届出等の手続きを行うこと。

11(その他)

第 1 号

3,946	3,673.18
-------	----------

立木物件位置図

(売払番号 1 号)

小島国有林66林班ち4小班

面積:5.48ha

凡例 売払区域(皆伐) □

縮尺:20,000分の1

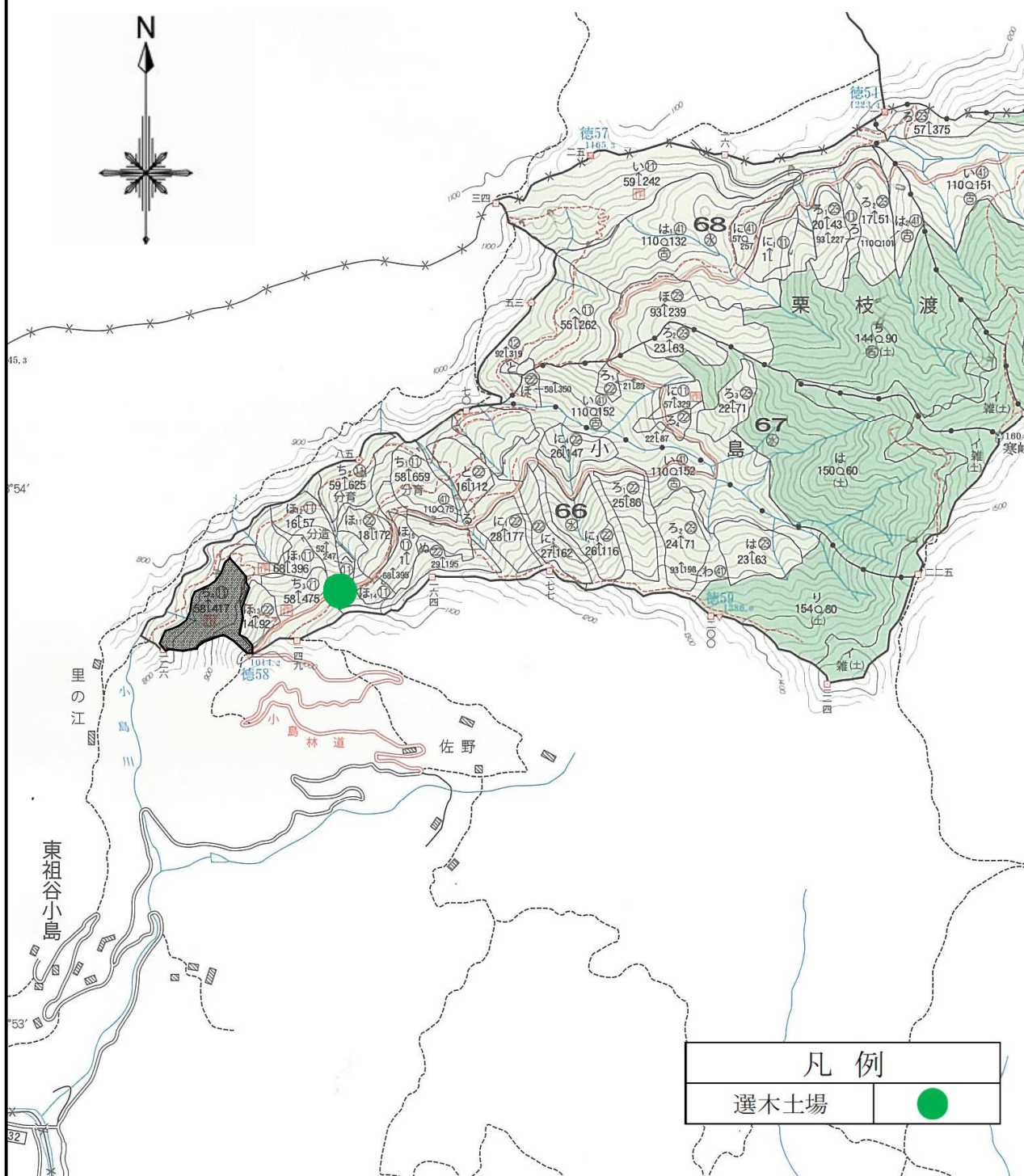
35'55"

45.3

54'

53'

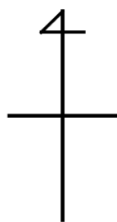
32'



凡例

選木土場





立木物件位置図

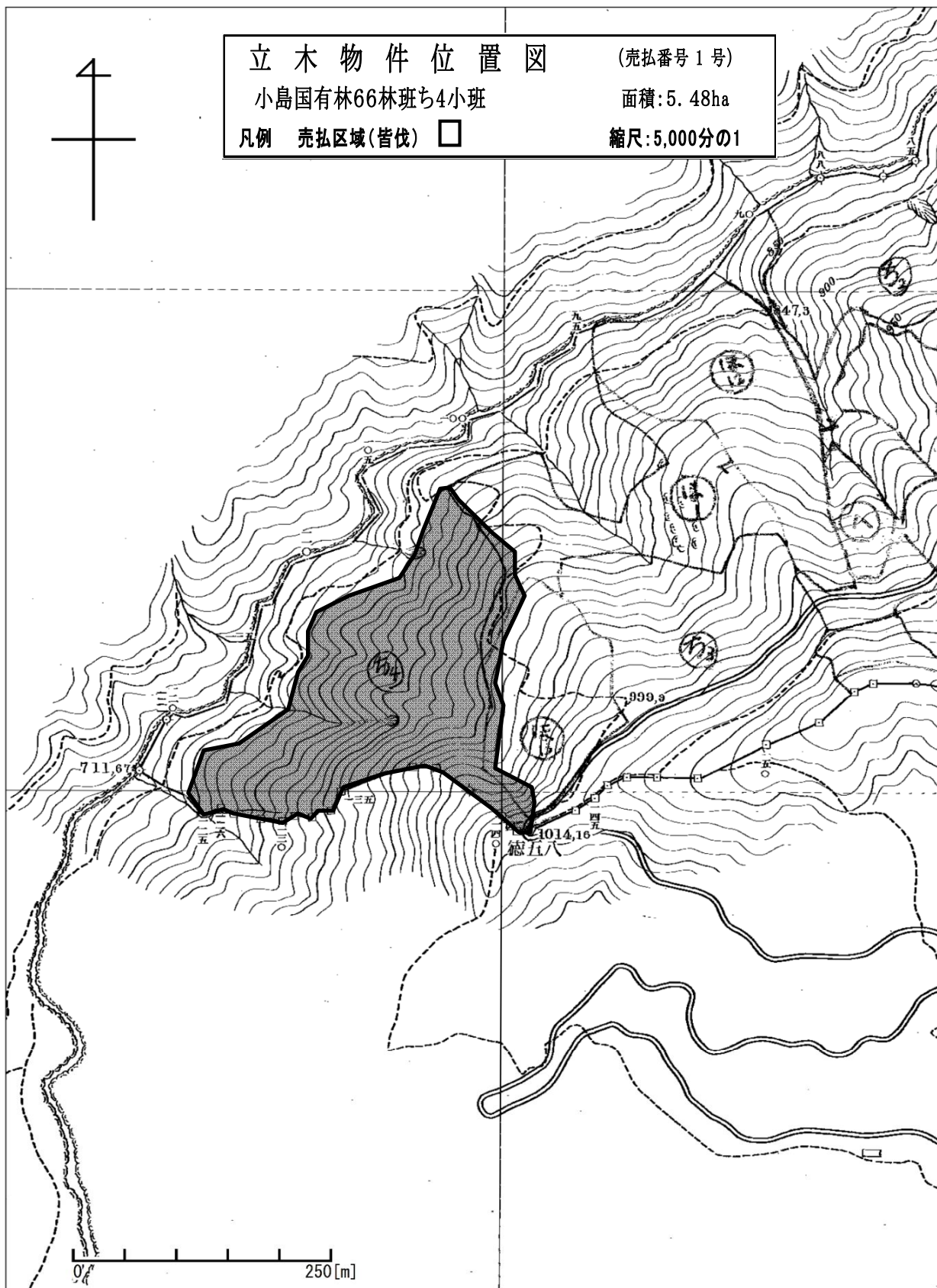
(売払番号 1 号)

小島国有林66林班ち4小班

面積: 5.48ha

凡例 売払区域(皆伐) □

縮尺: 5,000分の1



1:5,000